

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

呉市長

公表日

令和7年6月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法による児童手当又は特例給付の支給等に関する事務を行うため、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務・児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務・未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務・現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務・資料の提供等の求めに関する事務・父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務・公金受取口座情報の取得に関する事務 <p>なお、児童手当の認定請求等の受付については、窓口・郵送での書類の受付のほか、サービス検索・電子申請機能及び申請データの取り込み等を行う「申請管理システム」を利用したオンラインでの受付も</p>
③システムの名称	児童福祉等システム、団体内統合利用番号連携サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none">・第9条、別表の81、135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 ○番号法第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表106、107、160の項</p> <p>【情報提供】 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42の項等</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部こども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	呉市 こども部 こども支援課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 Tel 0823-25-3173
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	呉市 こども部 こども支援課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 Tel 0823-25-3173
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年2月8日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年2月8日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また必ず複数人での確認を行った上で課長の最終確認を経ることとしている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童福祉等システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 岡本 真	子育て支援課長 竹之内 健	事後	人事異動
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	呉市 福祉保健部 子育て支援課 支援グループ 〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号(すこやかセンターくれ) Tel. 0823-25-3173	呉市 福祉保健部 子育て支援課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 Tel. 0823-25-3173	事後	庁舎移転
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	呉市 福祉保健部 子育て支援課 支援グループ 〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号(すこやかセンターくれ) Tel. 0823-25-3173	呉市 福祉保健部 子育て支援課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 Tel. 0823-25-3173	事後	庁舎移転
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を扱う事務 ②事務の概要	児童手当法による児童手当の認定等処理及び支給に関する事務	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給等に関する事務を行うため、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ・児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	事前	事務手続を追加
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、団体内統合利用番号連携サーバ	児童手当システム、団体内統合利用番号連携サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	連携開始後の利用システムの追加
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 竹之内 健	子育て支援課長 是貞 聡志	事後	人事異動
平成29年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報を扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、団体内統合利用番号連携サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム	児童手当システム、団体内統合利用番号連携サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム	事前	利用システムの追加
平成31年2月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 是貞 聡志	子育て支援課長	事後	項目変更
平成31年2月22日	II しぎい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日時点	平成31年2月8日時点	事後	
平成31年2月22日	IV リスク対策		(項目追加)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第19条第7号 別表第二	第19条第8号 別表第二	事後	番号利用法の改正
令和4年10月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報を扱う事務 ②事務の概要	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給等に関する事務を行うため、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ・児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給等に関する事務を行うため、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ・児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・公金受取口座情報の取得に関する事務	事後	公金受取口座情報の提供開始
令和4年10月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	第9条第1項 別表第一56項	第9条第1項 別表第一56,101項	事後	公金受取口座情報の提供開始

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第二 情報提供の根拠:26.30.87項 情報照会の根拠:74.75項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 情報提供の根拠:19.44条 情報照会の根拠:40条.40条の2	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第二 情報提供の根拠:26.30.87.106項 情報照会の根拠:74.75.121項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 情報提供の根拠:19.44.53条 情報照会の根拠:40条.40条の2	事後	公金受取口座情報の提供開始
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報等を扱う事務 ②事務の概要	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給等に関する事務を行うため、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ・児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・公金受取口座情報の取得に関する事務	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給等に関する事務を行うため、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ・児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・公金受取口座情報の取得に関する事務 なお、児童手当の認定請求等の受付については、窓口・郵送での書類の受付のほか、サービス検索・電子申請機能及び申請データの取り込み等を行う「申請管理システム」を利用したオンラインでの受付も実施する。	事前	サービス検索・電子申請機能を利用したオンライン手続きを開始することに伴う変更
令和5年3月15日	I 関連情報 2. 特定個人情報等を扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、団体内統合利用番号連携サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム	児童福祉等システム、団体内統合利用番号連携サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	サービス検索・電子申請機能を利用したオンライン手続きを開始することに伴う変更
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉保健部子育て支援課	こども部こども支援課	事前	担当部署名の変更
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	こども支援課長	事前	担当部署名の変更
令和5年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	呉市 福祉保健部 子育て支援課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 Tel. 0823-25-3173	呉市 こども部 こども支援課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 Tel. 0823-25-3173	事前	担当部署名の変更
令和5年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	呉市 福祉保健部 子育て支援課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 Tel. 0823-25-3173	呉市 こども部 こども支援課 支援グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 Tel. 0823-25-3173	事前	担当部署名の変更
令和6年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一-56.101項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第44条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条、別表の81、135の項	事後	番号法の改正
令和6年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第二 情報提供の根拠:26.30.87.106項 情報照会の根拠:74.75.121項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 情報提供の根拠:19.44.53条 情報照会の根拠:40条.40条の2	【情報照会】 ○番号法第19条第8号、別表の81、135の項 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表106、107、160の項 【情報提供】 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42の項等	事後	番号法の改正
令和7年6月25日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		(項目追加)	事後	様式の変更